

○令和 6 (2024) 年度における早期退職希望者の募集及び認定の結果について

職員の退職手当に関する条例（昭和29年栃木県条例第 3 号）第10条の 2 第17項の規定により、令和 6 (2024) 年度に実施した早期退職希望者の募集及び認定について、その認定に係る募集実施要項及び認定を受けた応募者の数を公表する。

令和 7 (2025) 年 4 月 24 日

栃木県議会議長 池田 忠

1 募集実施要項

別紙のとおり

実際の募集の期間	退職すべき期日	条例第10条の 2 第11項に規定する必要な方法の有無
令和 6 (2024) 年11月 1 日 (金) 午前 8 時30分から 令和 6 (2024) 年11月29日 (金) 午後 5 時15分まで	令和 7 (2025) 年 3 月31日	無

2 認定を受けた応募者の数

なし

令和 6 (2024) 年度栃木県議会事務局早期退職者募集実施要項

1 趣 旨

この要項は、職員の退職手当に関する条例（昭和 29 年栃木県条例第 3 号。以下「退職手当条例」という。）第 10 条の 2 第 2 項の規定に基づき、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、令和 7 (2025) 年 3 月 31 日時点で 45 歳（医師及び歯科医師については 50 歳）以上の年齢である職員を対象として行う募集（以下「早期退職者募集」という。）について、退職手当条例に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 退職すべき期日

- (1) 早期退職者募集に応募し、応募による退職が予定されている職員である旨の認定を受けた職員（以下「認定応募者」という。）の退職すべき期日は、令和 7 (2025) 年 3 月 31 日とする。
- (2) 認定応募者が、当該退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、当該退職すべき期日の繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該認定応募者の当該退職すべき期日を繰り下げるものとする。

3 募集人数

早期退職者募集人数は 1 人とする。

4 募集期間

- (1) 早期退職者募集期間は 11 月 1 日（金）午前 8 時 30 分から 11 月 29 日（金）午後 5 時 15 分までとする。
- (2) 募集の目的を達成するため必要があるときは、上記募集期間を延長するものとする。

5 対象職員

- (1) 早期退職者募集の対象となる職員は、令和 7 (2025) 年 3 月 31 日において、退職手当条例上の勤続期間 20 年以上かつ年齢 45 歳以上 60 歳以下※（医師及び歯科医師については年齢 50 歳以上 65 歳以下※）とする。

※60 歳以上（医師及び歯科医師においては 65 歳以上）の職員については、早期退職による退職手当額の加算はありません。（定年退職扱いとして退職手当を算出します。）

- (2) 上記対象職員には、次に掲げる職員は含まれないものとする。

①任期を定めて任用される者

②懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期

間中に受けた者

6 応募又は応募の取下げの手続

- (1) 早期退職者募集に応募しようとする職員は、上記4(1)の期間内に、応募申請書(別紙様式1)を所属長に提出するものとする。
- (2) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、応募取下申請書(別紙様式2)を所属長に提出するものとする。

7 応募の認定又は不認定の通知の予定時期

応募の認定又は不認定の通知の予定時期は、12月13日(金)とする。

8 不認定となる場合

応募をした職員について、次の各号のいずれかに該当する場合は認定しないものとする。

- ①応募が当募集実施要項に適合しない場合
- ②応募者が応募をした後懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けた場合
- ③応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為(在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。)をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

9 早期退職者募集に関する問い合わせ先

議会事務局総務課 主幹兼課長補佐(総括)

別紙様式 1

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

応募年月日 年 月 日

栃木県議会議員 日向野 義幸 様

応募申請者 _____

私は、職員の退職手当に関する条例第 10 条の 2 第 9 項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募をします。

1 応募をする早期退職希望者の募集について	
募集の期間	年 月 日から 年 月 日まで
退職すべき 期日又は期間	
備 考	

注意事項

「募集の期間」及び「退職すべき期日又は期間」は、「募集実施要項」に記載されている期日・期間を記入すること。

2 応募申請者について			
ふりがな 氏 名		所 属	
		職 名	
級号給	給料表 () 級 号給		
生年月日	年 月 日	年 齢	歳

注意事項

令和 7 (2025) 年 3 月 31 日現在で記入すること。

※任命権者の記入欄

受理年月日	年 月 日	受理番号	
-------	-----------------	------	--

別紙様式 2

早期退職希望者の募集に係る応募取下申請書

取下げ年月日 年 月 日

栃木県議会議長 日向野 義幸 様

取下げ申請者 _____

私は、職員の退職手当に関する条例第 10 条の 2 第 9 項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請をする早期退職希望者の募集について			
募集の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
退職すべき 期日又は期間			
2 取下げ申請者について			
ふりがな		所 属	
氏 名		職 名	
3 認定について			
認定通知書に記載された 認定年月日	年 月 日		
退職すべき期日又は期間			

注意事項

「3 認定について」欄は、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち「退職すべき期日又は期間」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合はその期日を、それ以外の場合は退職すべき期間を記入すること。

※任命権者の記入欄

受理年月日	年 月 日
応募申請書の 受理番号	